

復興の現状と課題

- I 被害状況の阪神・淡路大震災との比較
- II 現状と課題
 - 1. 被災者支援
 - 2. 住まいとまちの復興
 - 3. 産業・生業の再生
 - 4. 福島復興・再生
 - 5. 復興五輪
- III 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の見直し

令和元年9月

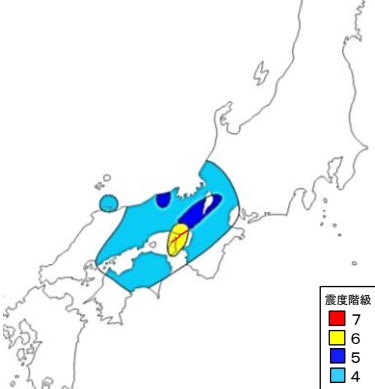
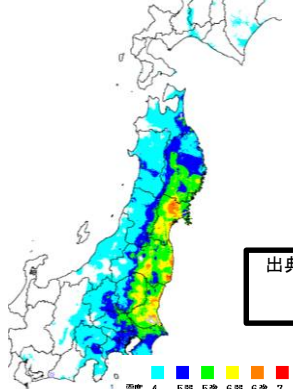


復興庁

Reconstruction Agency

新たなステージ 復興・創生へ

I 被害状況の阪神・淡路大震災との比較

	阪神・淡路大震災	東日本大震災
発生日時	平成7年1月17日5:46	平成23年3月11日14:46
マグニチュード	7.3	9.0
地震型	直下型	海溝型
被災地	都市部中心	農林水産地域中心
震度6弱以上県数	1県 (兵庫)	8県 (宮城, 福島, 茨城, 栃木, 岩手, 群馬, 埼玉, 千葉)
津波	数十cmの津波の報告あり, 被害なし	各地で大津波を観測(最大波 相馬9.3m以上, 宮古8.5m以上, 大船渡8.0m以上)
被害の特徴	建築物の倒壊。 長田区を中心に大規模火災が発生。	大津波により, 沿岸部で甚大な被害が発生, 多数の地区が壊滅。
死者 行方不明者	死者6,434名 行方不明者3名 (平成18年5月19日)	死者19,689名(※災害関連死を含む) 行方不明者2,563名 (平成31年3月1日現在)
住家被害 (全壊)	104,906	121,995 (平成31年3月1日現在)
災害救助法の適用	25市町(2府県)	241市区町村(10都県) (※)長野県北部を震源とする地震で 適用された4市町村(2県)を含む
震度分布図 (震度4以上を表示)		 <p>出典:平成30年度版「防災白書」附属資料18(一部数値は緊急災害対策本部公表資料(平成31年3月8日時点)による)</p>

Ⅱ 現状と課題（総括）

1. 被災者支援

復興の進展に応じて生じる課題にきめ細かく対応

- ① 避難者は、当初の47万人から5万人に減少
- ② 介護サポート拠点や相談員の見守りなどにより、心身のケア、孤立を防止
- ③ 住宅・生活再建に関する相談支援や生きがいづくりのための「心の復興」、コミュニティの形成等を支援

2. 住まいとまちの復興

住宅再建は着実に進捗、2018年度までに概ね完了

- ① 自主再建
約15万件が再建済み又は再建中
- ② 高台移転による宅地造成
計画戸数 約1万8千戸 2020年度に全て完成見込み
- ③ 災害公営住宅
計画戸数 約3万戸 2020年度に全て完成見込み

3. 産業・生業の再生

生産設備はほぼ復旧、観光振興や風評の払拭等を支援

- ① 被災3県の生産の水準は、ほぼ回復
農地では92%で営農再開可能、水産加工施設は96%で業務再開
- ② 売上の回復は業種別にばらつき
売上回復の遅れた水産加工業の販路開拓、インバウンドを中心とした観光振興、被災地企業の人材確保等を支援
福島県の農林水産業の再生に向け、風評の払拭を総合的に支援
様々な企業立地支援策の活用を広く呼びかけ、企業の新規立地・増設等を促進

4. 福島の復興・再生

帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示解除。復興・再生に向けた動きが本格化

- ① 避難指示解除区域では、帰還に向けた生活環境の整備を推進
- ② 帰還困難区域における「特定復興再生拠点」の整備を推進
- ③ 官民合同チームによる自立支援、「福島イノベーション・コースト構想」の推進、環境再生に向けた取組を推進
- ④ 「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、風評被害対策の推進

1. 被災者支援

復興の進展に応じて生じる課題にきめ細かく対応

(1) 政策と成果

- ①避難者は、47万人から5万人に減少（2019年8月）
うち、応急仮設住宅等の入居者数約0.8万人（2019年8月）

- ②介護サポート拠点（2019年4月時点 39か所）や生活支援相談員（2019年3月時点 544人）などによる見守りにより、心身のケア、孤立を防止



見守りによる心身のケア

(2) 課題と対策

- ①住宅再建を急ぎ、仮設住宅から移っていただく
・岩手県、宮城県は2020年度末までに仮設生活の解消を目指す
- ②復興の新たなステージに応じた切れ目のない支援
・見守り・心身のケアへの支援
・コミュニティ形成支援
・生きがいづくりのための「心の復興」
・住宅・生活再建に関する相談支援



高齢者の生活を支える
仮設サポート拠点

2. 住まいとまちの復興

住宅再建は着実に進捗、2018年度までに概ね完了

(1) 政策と成果

① 住宅の再建

加速化措置（用地取得手続き迅速化等）により着実に進捗

- 高台移転による宅地造成（計画戸数 約1.8万戸）
 - ・ 約1.8万戸完成（2019年7月末時点）
 - ・ 2020年度に全て完成見込み
- 災害公営住宅（計画戸数 約3万戸）
 - ・ 約3万戸完成（2019年7月末時点）
 - ・ 2020年度に全て完成見込み
- 自主再建 約15万件 ※ 被災者生活再建支援金（加算支援金）支給済み件数

② 学校、病院施設の復旧は概ね完了

③ がれき処理（避難指示区域を除く）、インフラの復旧は概ね完了

(2) 課題と対策

① 住宅再建の進捗に向けた実務支援や、住宅の自力再建の支援

② 新たなまちでの交通網の形成、医療・介護提供体制の整備等

③ 発展基盤となる交通・物流網の整備（復興道路・復興支援道路、鉄道、港湾等）



高台移転
(岩手県宮古市)



災害公営住宅
(宮城県石巻市)

3. 産業・生業の再生

生産設備はほぼ復旧、観光振興や風評の払拭等を支援

(1) 政策

① 企業活動の再開と継続を支援するための取組

- ・ 無料仮設店舗の貸し出し ・ 緊急融資・二重ローン対策 (※)
- ※2018年2月に、議員立法により、支援決定期間を約3年間延長。(2021年3月31日まで)
- ・ グループ補助金による施設や設備の復旧
- ・ 企業立地の支援 等



シーパルピア女川(女川町)

(2) 成果

- ① 3県の製造品出荷額等は震災前の水準までほぼ回復
- ② 津波被災農地は92%で営農再開可能、水産加工施設は96%で業務再開
- ③ グループ補助金交付先企業の46%が、震災直前の売上水準まで回復
 - ・ 売上回復は建設業(8割)に対し、水産・食品加工業(3割)



水産加工業の復興
(気仙沼市)

(3) 課題と対策

- ① 売上の回復は業種別にばらつきが見られるため、水産加工業の販路開拓、インバウンドを中心とした観光振興、被災地企業の人材確保等を支援
- ② 福島県の農林水産業の再生に向け、風評の払拭を総合的に支援
- ③ 様々な企業立地支援策の活用を広く呼びかけ、企業の新規立地・増設等を促進

4. 福島への復興・再生

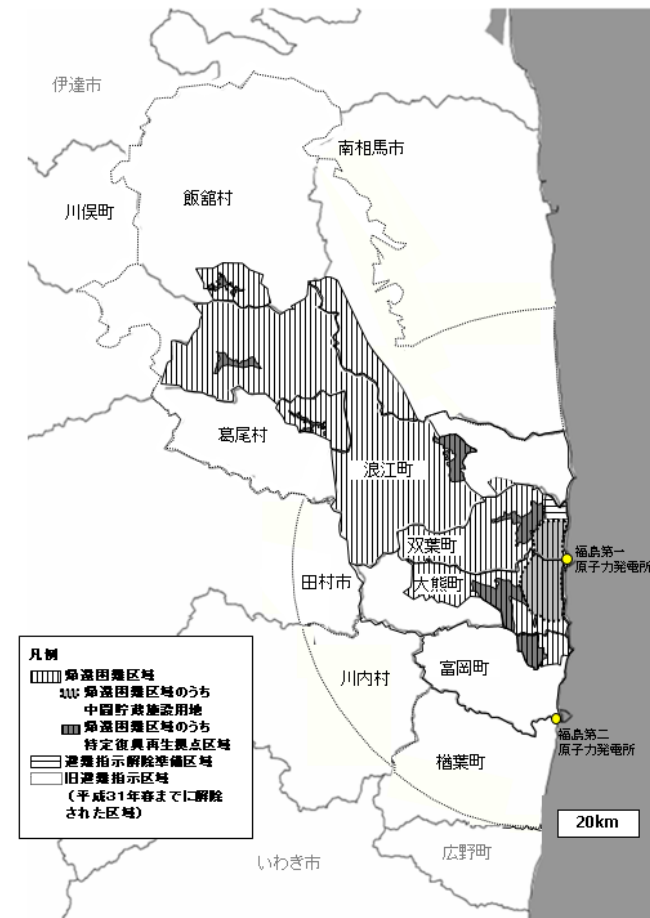
帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示解除。復興・再生に向けた動きが本格化

(1) 避難指示解除区域における生活環境整備

- ・ 住まい：復興公営住宅（計画戸数4,890戸うち4,767戸完成）、
帰還者向け災害公営住宅（計画戸数423戸うち343戸完成）
- ・ 医療：医療機関の再開、
福島県ふたば医療センター附属病院の開院（2018年4月）
- ・ 介護：担い手の確保、介護施設等の再開と運営支援
- ・ 教育：小中学校再開（10市町村において再開済）
ふたば未来学園中学校が開校（2019年4月）
高校新規開校（ふたば未来学園高校、小高産業技術高校が開校済）
- ・ 買い物：公設民営施設の整備（2018年12月、南相馬市「小高ストア」
オープン）、事業再開支援

(2) 帰還困難区域の復興・再生

- ・ 帰還困難区域について以下の各町村が作成した特定復興再生拠点の整備のための計画を内閣総理大臣が認定し、計画を推進
双葉町（2017年9月認定）、大熊町（2017年11月認定）
浪江町（2017年12月認定）、富岡町（2018年3月認定）
飯館村（2018年4月認定）、葛尾村（2018年5月認定）



(3) 産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組

- ・「福島相双復興官民合同チーム」による約5,300の商工業者及び約1,600の農業者への個別訪問（2019年7月1日時点）等を通じて、個々の事情に応じたきめ細かな支援を実施
 - 事業再建：設備投資、人材確保、販路開拓等の支援
 - 営農再開：農業技術の指導、6次産業化、販路開拓等の支援
- ・「福島イノベーション・コースト構想」の推進
 - 廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産等の分野で、技術開発を通じた新産業創出を支援
 - 拠点の整備が進展
 - ✓ 福島ロボットテストフィールドが2018年7月から順次開所
 - ✓ 世界最大級の再生可能エネルギー由来の水素製造工場が建設開始（2018年7月）
 - 小中高等学校における人材育成、大学の教育研究活動を支援
 - 進出企業と地元企業の連携等を進めることによって産業集積を図り、持続的・自立的な産業発展を実現



福島ロボットテストフィールド
（南相馬市、浪江町）



（出典）東芝エネルギーシステムズ(株)
福島水素エネルギー研究フィールド
（FH2R）（浪江町）

(4) 環境再生に向けた取組

- ・中間貯蔵施設へ除去土壌等を搬入中
 - 輸送対象物量約1,400万 m^3 のうち約353万 m^3 を搬入完了（2019年7月18日時点）
 - 2020年前半には幹線道路沿いや身近な場所から仮置場をなくすことを目指す
 - 2021年度までに、県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く）の概ね搬入完了を目指す
- ・特定廃棄物埋立処分施設（旧フクシマエコテッククリーンセンター）へ特定廃棄物等を搬入中



中間貯蔵施設

(5) 風評被害対策

① 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」 (復興大臣主催)

- 「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」の策定 (2017年12月12日 復興大臣決定)
I 「知ってもらう」、II 「食べてもらう」、III 「来てもらう」の3つの観点から情報発信
- 「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」のフォローアップ (2019年4月12日)
- 復興大臣から関係省庁への指示事項 (2019年4月12日)

指示事項1. G20をはじめとした国際会議等のあらゆる機会を捉えた国外への積極的な情報発信

指示事項2. 本年度施策の着実な実施と、施策の効果を踏まえた効果的な取組の来年度予算要求

(3つの観点に基づいた主な施策)

- ・「知ってもらう」…放射線副読本の学校での活用の促進 等
- ・「食べてもらう」…流通実態調査を踏まえた流通段階ごとの取扱姿勢に対する認識の齟齬の解消 等
- ・「来てもらう」……教育旅行の回復に向けた「ホープツーリズム」のさらなる推進 等

② メディアミックスによる効果的な情報発信

- 風評の払拭に向け、福島の復興の現状等を「知ってもらう」、福島県産品を「食べてもらう」、福島県に「来てもらう」の3つの観点から、テレビやインターネット等を活用したメディアミックスによる情報発信を実施 (2019年2月～)



復興庁ホームページ内の「タブレット先生の福島の今」ポータルサイト



風評払拭に向けたTVCM

5. 復興五輪

－ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた復興庁の取組－

(1) 概要

- 2020年の東京大会が、「復興五輪」として被災地の復興の後押しとなるよう、被災地と連携した取組を進め、復興の姿を世界に発信する。

※野球・ソフトボールは福島県(県営あづま球場)、

サッカーは宮城県(宮城スタジアム)及び茨城県(茨城カシマスタジアム)で開催

※2019年には、ラグビーワールドカップも岩手県釜石市で開催

※聖火リレーは2020年3月26日に福島県からスタート

(2) 主な取組

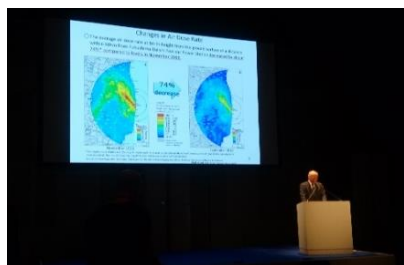
- 「復興五輪連絡調整会議」等を通じ、関係機関や被災地と連携した取組を進める。
 - ・ 被災地を駆け抜ける聖火リレーや「復興の火」の実施
 - ・ 復興「ありがとう」ホストタウン等、被災地でのホストタウン(大会参加国等との相互交流を図る自治体)の登録推進
 - ・ 大会施設や選手村での被災地の食材、資材の使用の働きかけ
 - ・ 「復興ポータルサイト」において、復興情報に加え、東京大会に関する情報発信を強化
 - ・ IOC委員、海外プレス等に対して、被災3県の食材を使った料理を紹介するとともに、復興の情報発信のためのレセプションを開催
 - ・ 「復興五輪」海外発信プロジェクト(在京大使館への情報発信)



安倍総理及びバッチIOC会長の福島県営あづま球場訪問(H30.11.24)



宮城スタジアム(宮城県)



ワールド・プレス・ブリーフィング
レセプション(H30.9.4)



レセプションで振る舞われた
被災地産の食材を活用した料理



各国オリンピック委員会連合
レセプション (H30.11.27)



釜石鶴住居復興スタジアム(岩手県)

- 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針（平成28年3月11日閣議決定）については、今般、復興施策の進捗状況、原子力災害からの復興の状況等を踏まえ、見直しを行う。
- 政府は、引き続き、現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら、復興・創生期間において、本基本方針に定めるところにより、2. 及び3. に掲げる各事項に重点的に取り組み、5. において復興・創生期間後における復興の基本的方向性を示す。

1. 基本的な考え方

- 地震・津波被災地域**においては、地域によって復興の進捗状況が異なることから、進捗の遅れている事業などの復興を加速化する。**復興の総仕上げに向けて、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興の実現を目指し、取組を進める。**
- 福島原子力災害被災地域**においては、本格的な復興・再生に向けて、避難指示が解除された地域の生活環境整備、特定復興再生拠点区域の整備、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業者・農林漁業者の再建、風評の払拭に向けた取組等を進める。**福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、復興・創生期間後も継続して、国が前面に立って取り組む。**

2. 各分野における今後の取組

1	被災者支援	避難生活の長期化に伴う心身のケア、住宅・生活再建支援、コミュニティ形成、「心の復興」など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援
2	住まいとまちの復興	住まいの再建（岩手県・宮城県において復興・創生期間中に仮設生活を解消）、交通・物流網の構築など
3	産業・生業の再生	観光振興（平成32年までに外国人宿泊者数150万人泊目標）、農林水産業の再生、企業立地の促進、人材の確保など
4	原子力災害からの復興・再生	①事故収束（廃炉・汚染水対策）、②放射性物質の除去等、③避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等、④福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積、⑤事業者・農林漁業者の再建、⑥風評払拭・リスクコミュニケーションの推進
5	「新しい東北」の創造	企業・大学・NPOなど民間の人材やノウハウの活用により取組を推進、これら取組で蓄積したノウハウ等を普及・展開

3. 復興の姿と震災の記憶・教訓 及び 4. フォローアップ等

- 東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーWC**を通じて、世界中からの支援に対する感謝、被災地の復興の姿や魅力を国内外に発信
- 効果的な復興の手法・取組や民間のノウハウ等を始め、復興全般にわたる取組を集約・総括
- 基本方針の実施状況等についてフォローアップ

5. 復興・創生期間後における復興の基本的方向性

・復興期間中に実施された復興施策の総括を行った上で、復興・創生期間後も対応が必要な課題について、今後の対応を検討。

(1) 地震・津波被災地域

復興・創生期間後も一定期間対応することの検討が必要な課題は以下のとおり。必要な事業について、速やかな復興の完了と自立に向けた支援のあり方を検討。

➤ ハード事業

個別の工事箇所ごとの進捗管理の徹底等により、復興・創生期間内の完了を目指すなど

➤ 心のケア等の被災者支援

コミュニティ形成、心身のケア、「心の復興」、見守り・生活相談等

➤ 被災した子どもに対する支援

特別な教員加配、スクールカウンセラーの配置、就学支援

➤ 住まい

応急仮設住宅の撤去、被災者生活再建支援金の支給等
災害公営住宅の家賃低廉化事業・特別家賃低減事業

➤ 産業・生業

中小企業等グループの再建支援や企業立地補助金の申請・運用期限の延長要望

➤ 地方単独事業等

残事業に対応するための人材確保対策、法律に基づく減収補てん等

➤ 原子力災害に起因する事業

風評被害対策等

(2) 原子力災害被災地域

復興・創生期間後も対応することの検討が必要な課題は以下のとおり。必要な事業について、支援のあり方を検討。

➤ 事故収束 廃炉・汚染水対策の安全かつ着実な実施

➤ 環境再生に向けた取組

中間貯蔵施設の整備・施設への搬入、仮置場の原状回復、土壌等の減容・再生利用等による最終処分量の低減、特定廃棄物の処理等

➤ 帰還促進・生活再建等

魅力あるまちづくり・コミュニティ形成、買い物・教育・医療等の生活に必要な環境整備、特定復興再生拠点区域の整備、医療・介護保険等の保険料・窓口負担（利用者負担）の減免、心身のケア・見守り・生活・健康相談等

➤ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積

廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産等の分野に係るプロジェクトの推進等
福島ロボットテストフィールド等の拠点施設の安定的運営

➤ 事業者・農林漁業者の再建

事業再開、経営改善、人材確保等
営農再開・作付面積の拡大、森林・林業の再生、本格的な漁業の操業再開等

➤ 風評払拭・リスクコミュニケーション等

情報発信、環境放射線モニタリング、健康調査、食品検査、農林水産物の販路回復、観光振興の取組等

➤ 地方単独事業等

原子力災害に伴う風評被害対策、人材確保対策、法律に基づく減収補てん等

(3) 復興を支える仕組みについて

復興施策の進捗状況や効果検証、被災地方公共団体の要望等を踏まえ、必要な事業を確実に実施できるよう、あり方を検討。

(4) 後継組織について

後継組織として、復興庁と同じような司令塔として各省庁の縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で東日本大震災からの復興を成し遂げるための組織を置く。

復興施策の進捗状況や効果検証、被災地方公共団体の要望等を踏まえ、必要な事業を確実に実施できるよう、あり方を検討。

(参考) 東日本大震災からの復興に向けた道のりと見通し

2019年9月

集中復興期間

復興・創生期間

2012.2
(復興庁発足時点)

2016.3
(集中復興期間終了時点)

現状

2020.3

2021.3

被災者
支援

【避難者数】
(発災直後) 47万人 → 17.1万人 → 5万人
(19年8月9日現在)

住まいと
まちの
復興

【完成戸数】 ※2
民間住宅等用宅地：1百戸 → 0.8万戸
災害公営住宅：3百戸 → 1.7万戸 → 1.8万戸
(13年3月末時点) (19年7月末時点) (19年度末見込み) ※1
1.8万戸
3万戸

(発災直後) インフラに基大な被害 → インフラ復旧は概ね終了。
道路・鉄道は一部を除き概ね復旧

(19年度)
J R常磐線 全線開通予定 ※1
三陸沿岸道路 一部開通予定 ※1
相馬福島道路 一部開通予定 ※2

※1.2019年3月末時点
※2.民間住宅等用宅地とは、地方公共団体が土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業により供給する住宅用の宅地。

産業・生業
の再生

【農業】
営農再開可能面積：38% → 74% → 92%
(13年4月時点) (19年3月末時点)

【水産加工業】
施設の再開：55% → 87% → 96%
(12年3月末時点) (19年1月末時点)

【観光】 ※
外国人宿泊者数：36% → 128% → 255%
(東北6県) (11年確報値) (16年確報値) (18年確定値) ※いずれも2010年比

(19年度末見込み) ※
農地復旧事業が概ね完了
(19年3月末時点) ※.避難指示・解除地域を除く。

福島
の復興・再生

【県全体の避難者】
(ピーク時) 16.4万人 → 9.7万人 → 4.2万人
(19年7月現在)

(発災直後) 原発周辺市町村で警戒区域等を設定 (2011年4月) → 田村市、川内村 (一部)、
楡葉町で避難指示解除等 → 葛尾村 (一部)、川内村、
南相馬市 (一部)、飯館村 (一部)、
川俣町、浪江町 (一部)、富岡町 (一部)、
大熊町 (一部) で避難指示解除

(17年度から)
帰還困難区域の
特定復興再生拠点整備を推進

(19年3月末時点)
復興公営住宅 (募集保留分を除く4,767戸)
の完成

その他

(2019.9.20-11.2)
ラグビーワールドカップ

(2020.7.24-9.6)
東京オリンピック・パラリンピック

(2021.3)
復興・創生期間の終了
(復興庁の設置期限)